

答申第22号

令和2年10月27日

富山県知事 殿

富山県個人情報保護審議会

会長 細川俊彦



富山県個人情報保護条例第41条の規定による諮問について（答申）

令和2年5月18日付け子第108号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

○○○の里親委託についての保有個人情報非開示決定等に係る審査請求についての諮問

答 申

第1 当審議会の結論

- 1 富山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった保有個人情報の部分開示決定（平成30年11月5日付け子第725号-1。以下「部分開示決定」という。）において非開示とされた部分のうち、別記1に掲げる部分については、開示すべきである。
- 2 実施機関が保有個人情報の不存在を理由に行った、保有個人情報非開示決定（平成30年11月5日付け子第725号-2。以下「非開示決定」という。）は妥当である。

第2 本件処分の経過

1 開示請求

未成年者である本人（以下単に「本人」という。）の法定代理人養父及び法定代理人実母（以下「法定代理人」と総称する。）は、平成30年9月21日付けで、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、実施機関に対し、次を内容とする保有個人情報について開示請求を行った。

富山児童相談所（以下「富山児相」という。）及び富山県厚生部子ども支援課が保有する本人に関する次の文書その他これに関連する文書。ただし、富山児相及び富山県厚生部子ども支援課が平成29年12月22日時点で保有され、かつ同日付け請求により保有個人情報部分開示決定をされた文書を除く。

①里親による本人の養育監護に関する里親の選定書・依頼書、選任書その他これに関する文書及びその決裁文書（選定等の理由書を含む。）、②里親による本人の養育監護に関する里親の報告書、その報告を求める文書及びその決裁書、③里親による本人の養育監護に関する状況に関する調査報告書、その調査を命ずる文書及びその決裁書、④里親に対する本人の養育監護に関する費用の支給（支弁）に関する請求書、調定書、支出行為に関する決裁書、支給額を決定するために用いた資料、⑤本人が里親委託となった後に健康診断等を受けた場合は、その健康診断等に当たって作成された本人の健康や成長に関する記録、連絡書、報告書、費用に関する請求書、調定書、支出行為に関する決裁書、支給額を決定するために用いた資料、⑥本人が里親委託となった後に医療に関する診察、治療等を受けた場合は、その受診及び投薬加療の記録、診断書、報告書、費用に関する請求書、調定書、支出行為に関する決裁書、支給額を決定するために用いた資料、⑦本人が里親委託となった後に臨床心理、治療等を受けた場合は、その受診及び投薬加療の記録、心理診断報告書、費用に関する請求書、調定書、支出行為に関する決裁書、支給額を決定するために用いた資料、⑧本人が里親委託となった後における児童相談所の本人に係る児童記録（児童記録票・児童状況票・家族再統合支援計画票・指導経過記録票・業務日誌・日報・各種会議資料経過記録・里親委託連絡票及び里親委託解除連絡票その他これに関する文書）、動画記録。

2 処分及び審査請求

(1) 開示決定

実施機関は、平成30年11月5日付で部分開示決定及び非開示決定を行い、それぞれ法定代理人に通知した。

(2) 審査請求

法定代理人は、部分開示決定及び非開示決定を不服として、平成30年12月5日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

(3) 審議会への諮問

実施機関は、条例第41条の規定により、令和2年5月18日付で本件審査請求について当審議会に諮問を行った。

第3 本件審査請求の内容

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、部分開示決定及び非開示決定を取り消し、法定代理人に対し、保有個人情報の非開示とされた情報の開示を求めるものである。

2 本件審査請求の理由

法定代理人が審査請求書、反論書及び審議会での意見陳述において主張する本件審査請求の理由は概ね次のとおりである。

(1) 部分開示決定に対する審査請求の理由

ア 部分開示決定において非開示とされた情報は、条例第15条に定められた「法令等の規定により開示することができないと認められる情報」（同条第1号）、「本人の生命、健康、生活及び財産を害するおそれがある情報（同条第2号）、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」（同条第3号）、「県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの」（同条第6号）及び「県が行う事業に関する情報であって、開示することにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同条第7号）の、いずれにも該当しない。

イ 里親は、事業を営む個人であるから、その情報は条例第15条第3号に該当しない。

ウ 条例第15条第7号の「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。また、同条第6号及び第7号の「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求される。本件の場合には、実質的な「支障」や法的保護に値する「おそれ」に該当する事実はない。

エ 本件情報は、「開示請求に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」（条例第15条第2号）という非開示情報に該当せず、これを開示す

ることにより本人の利益を害するとは考えられず、本件において法定代理人と本人との利益が相反する状況にはない。

オ 本件情報の開示請求は、里親委託事業の運営が適正に行われているかをチェックとともに、本人の生活状況等を把握して家族再統合に向けた経過の中でその情報の利用によって不利益を受けないようにするものである。非開示とされた文書は法定代理人が本人の親権者として本人の生活状況等を把握するための必要不可欠な情報である。将来的に家族再統合が公正、適正に行われるためには非開示とされた文書が包み隠さず開示される必要がある。

(2) 非開示決定に対する審査請求の理由

ア 非開示とされた文書は法定代理人が本人の親権者として本人の生活状況等を把握するための必要不可欠な情報であり、将来的に家族再統合が公正、適正に行われるためには非開示とされた文書が包み隠さず開示される必要がある。

イ 健康診断記録等については、実施機関は里親から委託児童の心身の状況について報告を求めることができるのであって、その際、里親より同記録の写しの提供を受けている場合もある。

第4 実施機関の説明

1 実施機関が弁明書及び当審議会での意見聴取において説明する部分開示決定に係る理由の要旨は次のとおりである。

(1) 援助指針会議資料について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第7条の規定により開示できないとされていることから、条例第15条第1号の規定により、開示することができないと認められる情報（以下「法令秘情報」という。）であるため、非開示とした。

イ 当該文書に記載の情報のうち、里親に関する情報については、条例第15条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下「開示請求者以外の個人情報」という。）であるため、非開示とした。

条例第15条第3号に規定する「事業」については、富山県個人情報保護条例の解釈及び運用の基準（以下第5第1項において「解釈及び運用の基準」という。）において、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人と解釈されており、里親は事業を営む個人に該当しない。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、富山児相の内部協議に関する情報については、条例第15条第6号に規定する県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれ、又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの（以下「審議、検討等情報」という。）であるため、非開示とした。

富山児相における児童や保護者等からの相談に係る対応の決定、児童や保護者の援助方針の決定等に至るまでの審議・検討等に係る情報を開示することとなれば、富山児相内部の職員間及び富山児相と関係機関との間の率直な意見交換が妨げられるおそれがあること並びに部外者等の介入を許し意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

エ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、条例第15条第7号に規定する県が行う事業に関する情報であって、開示することにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「行政運営情報」という。）であるため、非開示とした。

これを開示することとなれば、里親が親権者の存在を意識し心理的な重圧を感じることにより、里親が里子の受託を躊躇するおそれがあること、富山児相と里親との信頼関係が損なわれ、里親との情報共有に支障を生じかねないこと等、児童福祉行政の重要課題である里親委託の推進に大きな支障を生じかねない。

オ 当該文書に記載の情報のうち、児童の面接内容等の情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

本人の言動や評価が開示されることで本人や親権者と富山児相との信頼関係が損なわれるおそれがあること、相談者が閲覧することを意識するあまり職員が率直な記録を躊躇することで相談・援助方針の方向性をゆがめかねないこと等、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、ひいては本人、保護者等相談者の不利益を生じさせるおそれがある。

また、本人の面接内容等の情報については、上記エ後段のとおり本人と法定代理人との利益が相反していることから、条例第15条第2号に規定する本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報にも該当する。

カ 当該文書に記載の情報のうち、里親や関係機関との連絡・連携に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

里親や関係機関との連絡・連携に関するやり取りが開示されることとなれば、里親と富山児相との信頼関係が損なわれるおそれがあること、里親や関係機関が今後の情報提供をためらうこと等により、富山児相の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、里親希望者が親権者の存在や反応を意識するあまり里子の受託を躊躇し、里親のなり手不足を招くこと等、富山児相の里親支援業務や里親委託の推進に実質的な支障を及ぼし、ひいては本人、保護者等相談者の不利益を生じさせるおそれがある。

また、里親との連絡・連携に関する情報については、上記エ後段のとおり本人と法定代理人との利益が相反していることから、条例第15条第2号に規定する本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報にも該当する。

キ 当該文書に記載の情報のうち、富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

富山児相の児童や保護者への評価や援助方針についてこれを開示することとなれば、相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くこと、相談者が閲覧することを意識し職員が率直な記録を躊躇すること、相談者に対して不要な情報が提供されること、相談者本人の評価や方針が開示されることで相談者と職員との間の信頼関係が損なわれるおそれがあること等、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、ひいては本人、保護者等相談者の不利益を生じさせるおそれがある。

(2) 相談記録について

ア 当該文書に記載の情報のうち、里親に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、富山児相の内部協議に関する情報については、審議、検討等情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)ウに記載したとおりである。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、本人の面談内容等の情報、里親や関係機関との連絡・連携に関する情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)エ、オ、カ及びキに記載したとおりである。

(3) ケース資料について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、法令秘情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)アに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、里親に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、本人の面談内容等の情報、里親や関係機関との連絡・連携に関する情報及び富山児相内部の評価及び方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)オ、カ及びキに記載したとおりである。

(4) 委託児童受託書について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)エに記載したとおりである。

(5) 措置決定通知書について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工に記載したとおりである。

(6) 措置決定通知書の決裁文書について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報及び富山児相内部協議に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工及びキに記載したとおりである。

(7) 児童記録票について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、法令秘情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)アに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、里親や関係機関との連携・連絡に関する情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工、カ及びキに記載したとおりである。

(8) 児童記録付票について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、里親や関係機関との連携・連絡に関する情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工、カ及びキに記載したとおりである。

(9) 里親記録表について

ア 当該文書に記載の情報のうち、里親に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、里親との連絡・連携に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)力に記載したとおりである。

(10) 里親・里子訪問調査記録について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の個人情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、本人の面談内容等の情報、里親との連絡・連携に関する情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工、オ、カ及びキに記載したとおりである。

(11) 定期見直し会議資料について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、法令秘情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)アに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外（里親等）の情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、富山児相の内部協議に関する情報については、審議、検討等情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)ウに記載したとおりである。

エ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、里親や関係機関との連絡・連携に関する情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)エ、カ及びキに記載したとおりである。

(12) 請求書について

ア 当該文書に記載の情報のうち、里親に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)エに記載したとおりである。

(13) 支出負担行為決議書兼支出決議書について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外の個人（本人の委託里親を含む）に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工に記載したとおりである。

(14) 里親委託措置費（一覧表）について

当該文書については、全部開示している。

(15) 証明書について

当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報、里親や関係機関との連絡・連携に関する情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工及び力に記載したとおりである。

(16) 医学診断書について

当該文書については、全部開示している。

(17) 支出決議書について

当該文書については、全部開示している。

(18) 連名簿について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外の個人（本人以外の児童）に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、本人の委託先を推定することが可能な情報については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)工に記載したとおりである。

(19) 児童相談所援助指針表について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、法令秘情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)アに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外の個人（本人以外の児童）に関する情報については、開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)イに記載したとおりである。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、本人の面談内容等の情報及び富山児相内部の評価や方針に関する情報（「保護者の意向」部分を含む。）については、行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)才及びキに記載したとおりである。

(20) 審査請求書に記載の「その他上記に関連する情報」について

本件に関する開示対象文書は、全て部分開示決定通知書に記載されており、それ以外の文書は存在しない。

2 実施機関が弁明書及び当審議会での意見聴取において説明する非開示決定に係る理由の要旨は次のとおりである。

非開示決定は、文書が不存在であるため非開示決定したものであるから、開示することができない。

3 令和元年9月6日付け富山県個人情報保護審議会答申（第17号）を踏まえた意見

標記答申を踏まえ、改めて検討を行った結果、次に掲げる保有個人情報については、法定代理人人が既に知り得ている情報であって、かつ、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる情報であることから、条例第15条各号のいずれにも該当しないと判断する。また、当該公文書に記載されている標題についても、条例第15条各号のいずれにも該当しないと判断する。

(1) 援助指針会議資料

- ・ 1頁のうち、
8行目の2文字目～3文字目、12行目の36文字目～39文字目、13行目
- ・ 2頁のうち、
29行目の1文字目～11文字目
- ・ 3頁のうち、
29行目の1文字目～35文字目、30行目の5文字目～22文字目
- ・ 4頁のうち、
10行目の36文字目～40文字目、11行目、12行目
- ・ 5頁のうち、
4行目、12行目、26行目

(2) 相談記録

- ・ 3頁の表のうち、
右欄の14行目
- ・ 18頁のうち、
右欄の9行目の13文字目～19文字目
- ・ 33頁のうち、
右欄の6行目の1文字目～27文字目
- ・ 35頁のうち、
右欄の18行目の5文字目～21文字目、23行目の15文字目～35文字目
- ・ 43頁のうち、
右欄の12行目、13行目
- ・ 54頁のうち、
右欄の12行目の19文字目～32文字目
- ・ 90頁のうち、
23行目

(3) 児童記録票

- ・ 1頁の表のうち、
相談事由の項中、4行目の36文字目～38文字目、5行目

- (4) 児童記録付票
 - ・ 3頁の表のうち、
相談主訴の項中、2行目の37文字目～42文字目、3行目
- (5) 児童相談所援助指針表
 - ・ 1頁のうち、
3番目の項中、3行目の15文字目～16文字目、4行目の36文字目～38文字目、5行目、
8番目の項中、非開示とした箇所

第5 部分開示決定及び非開示決定に対する当審議会の判断

開示請求された保有個人情報は、里親委託措置された本人に係る情報であり、法定代理人が開示請求を行ったものである。

条例第15条第2号並びに解釈及び運用の基準によれば、未成年者又は成年被後見人本人に代わって、法定代理人が本人の保有個人情報の開示を請求している場合でも、児童虐待に関する児童の相談内容など、未成年者又は成年被後見人本人と法定代理人の利益が相反する場合等については、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として非開示とすることとしている。

これを、本件審査請求について見るに、児童福祉法第28条第1項申立事件において、富山家庭裁判所の審判では法定代理人養父の本人への虐待及び法定代理人養父による本人への暴力を法定代理人実母が容認し適切な対応を探らなかったことが認められており、また、当該審判の即時抗告についても名古屋高等裁判所金沢支部は棄却し確定している。

一方、法定代理人は反論書及び当審議会での意見聴取において、本人の状況に関する情報は、将来的な家族再統合を行ううえでは親権者として知るべき必要不可欠な情報であること、また、富山児相の職員から本人の状況等の口頭説明を受けており、通学する小学校での様子や通院していた病院に関する情報などについても伝えられていることから、本件部分開示決定及び非開示決定は根拠を欠くと主張している。しかしながら、実施機関からの意見聴取並びに審査請求人の審査請求書、反論書及び審議会での意見聴取から、当審議会としては、部分開示決定及び非開示決定の妥当性の判断に当たり、本人と法定代理人との利益相反が完全に解消されたとまでは認められない。このことを踏まえて以下のとおり判断する。

1 部分開示決定について

(1) 条例第15条第1号該当性について

開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、児童虐待の通告元を特定できる情報が記載されている。児童虐待防止法第7条では児童虐待の通告元を特定できる情報を漏らしてはならない旨を規定していることから、記載されている情報は、条例第15条第1号の法令秘情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

(2) 条例第15条第2号該当性について

開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、本人の面談内容等の情報や里親や関係機関との連絡・連携に関する情報が記載されている。前述のとおり、本人と法定代

理人との利益相反が完全に解消されたとまでは認められないことから、記載されている情報は、条例第15条第2号の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

(3) 条例第15条第3号該当性について

ア 開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、里親をはじめとした開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。記載されている情報は、条例第15条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

イ 法定代理人は、里親は事業を営む個人であるから、非開示情報に該当しない旨を主張しているが、この主張は認められない。

(4) 条例第15条第6号該当性について

ア 開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、富山児相での本人及び法定代理人からの相談対応並びに援助方針の決定までの内部協議に関する情報が記載されている。記載されている情報は、条例第15条第6号の審議、検討等情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

イ これが開示されることとなれば、富山児相内部の職員間及び富山児相と関係機関との間の率直な意見交換が妨げられるおそれがあること並びに意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとの実施機関の主張は是認できる。

(5) 条例第15条第7号の該当性について

ア 開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、本人の委託先を推定できる情報、本人の面談内容、保護者である法定代理人の発言内容、主張及び見解、里親や関係機関との連絡・連携・協議の内容、富山児相内部の評価・方針、に関する情報が記載されている。記載されている情報は、条例第15条第7号の行政運営情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

イ これが開示されることとなれば、里親が親権者の存在を意識することで里子の受託を躊躇するおそれのあること、里親や関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の情報提供・共有に支障が生じかねないこと、また、相談・援助の決定に利害関係者等の介入を招くこと、相談者の閲覧を意識し職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の評価・方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれるおそれのあること、ひいては本人、保護者等相談者の不利益を生じさせるおそれがあるとの実施機関の主張は是認できる。

(6) 開示すべき情報について

開示請求された保有個人情報が記録された公文書を見分すると、一部に法定代理人が既に知り得ている情報（以下「既知情報」という。）が記載されている。非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる既知情報については、条例第15条各号のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。また、当該公文書に記載されている標題についても、条例第15条各号のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であると判断する。当審議会において開示すべきと判断した部分については、別記1のとおりである。

2 非開示決定について

非開示決定の理由は、請求に係る文書及び動画を作成又は取得しておらず、存在しないため、
というものである。

実施機関が弁明書及び当審議会での意見聴取において説明する非開示決定に係る理由について、不合理な点は見られないことから、妥当であると判断する。

3 結論

以上の理由から、「第1 当審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

当審議会の開催経過の概要は、別記2のとおりである。

別記1

対象文書	審議会が開示すべきと判断した部分
援助指針会議資料	<p>1頁のうち、 8行目の2文字目～3文字目、12行目の36文字目～39文字目、 13行目</p> <p>2頁のうち、 29行目の1文字目～11文字目</p> <p>3頁のうち、 9行目、29行目の1文字目～35文字目、30行目の5文字目～ 22文字目</p> <p>4頁のうち、 10行目の36文字目～40文字目、11行目、12行目</p> <p>5頁のうち、 4行目、12行目、26行目</p>
相談記録	<p>3頁の表のうち、 右欄の14行目</p> <p>18頁のうち、 右欄の9行目の13文字目～19文字目</p> <p>33頁のうち、 右欄の6行目の1文字目～27文字目</p> <p>35頁のうち、 右欄の18行目の5文字目～21文字目、23行目の15文字目～ 35文字目</p> <p>43頁のうち、 右欄の12行目、13行目</p> <p>54頁のうち、 右欄の12行目の19文字目～32文字目</p> <p>90頁のうち、 23行目</p>
児童記録票	<p>1頁の表のうち、 相談事由の項中、4行目の36文字目～38文字目、5行目</p>
児童記録付票	<p>3頁の表のうち、 相談主訴の項中、2行目の37文字目～42文字目、3行目</p>
児童相談所援助指針表	<p>1頁のうち、 3番目の項中、3行目の15文字目～16文字目、4行目の36 文字目～38文字目、5行目、8番目の項中、非開示とした箇所</p>

別記2 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和 2年 5月 18日	実施機関から諮問書を受理
令和 2年 6月 26日 (第72回審議会)	諮問事案の概要説明
令和 2年 7月 31日 (第73回審議会)	実施機関から意見を聴取 審議
令和 2年 9月 1日 (第74回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
令和 2年 9月 29日 (第75回審議会)	審議

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
澤 田 雅佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛 田 久 子	富山県婦人会副会長	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長